

石綿則で定義される石綿

石綿障害予防規則 (平成17年2月24日) (厚生労働省令第21号)

(定義等)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 石綿等 労働安全衛生法施行令(以下「令」という。)第十六条第一項第四号、第五号若しくは第九号に掲げる物若しくは同項第十一号に掲げる物(同項第四号又は第五号に係るものに限る。)又は令別表第三第二号4に掲げる物若しくは次項に規定する物をいう。

二 特定石綿 石綿等のうち、令別表第三第二号4に掲げる物をいう。

三 特定石綿等 石綿等のうち、特定石綿及び次項に規定する物をいう。

四 製造等禁止石綿等 石綿等のうち、特定石綿等以外の物をいう。

2 令別表第三第二号37の厚生労働省令で定める物(同号4に係るものに限る。)は、特定石綿を含有する製剤その他の物(令別表第八の二に掲げるもの及び特定石綿の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。)とする。

労働安全衛生法施行令

(製造等が禁止される有害物等)

第十六条 法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。

一 ~ 三 (略)

四 アモサイト

五 クロシドライト

六 ~ 八 (略)

九 石綿(第四号及び第五号に掲げる物を除く。以下この号において同じ。)を含有する別表第八の二に掲げる製品で、その含有する石綿の重量が当該製品の重量の一パーセントを超えるもの

十 (略)

十一 第二号から第八号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物

別表第三 特定化学物質等(第六条、第十五条、第十七条、第二十一条、第二十二条関係)

一 第一類物質
(略)

二 第二類物質

三 略

4 石綿(アモサイト及びクロシドライトを除く。)

5 ~ 36 略

37 1から36までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令(注:石綿則第2条第2項)で定めるもの

別表第八の二 石綿を含有する製品(第十六条関係)
(平一五政四五七・追加)

- 一 石綿セメント円筒
- 二 押出成形セメント板
- 三 住宅屋根用化粧スレート
- 四 繊維強化セメント板
- 五 窯業系サイディング
- 六 クラッチフェーシング
- 七 クラッチライニング
- 八 ブレーキパッド
- 九 ブレーキライニング
- 十 接着剤

労働安全衛生法 (昭和四十七年六月八日) (法律第五十七号)

第五十五条 黄りんマツチ、ベンジジン、ベンジジンを含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない

要約すると、石綿等とは、すべての種類の石綿及びそれらをその重量の1%を超えて含有する物
(「改訂石綿則ハンドブック」(労働調査会 平成17年8月)より)